

第28課 意思表示—意思表示の概念

それでは、法律行為の本体ともいえるべき「意思表示」についてもう少し詳しく考えてみよう。

民法でいう「意思表示」とは、極めて法律的な概念であり、単に自分の考えていることや気持ちを外部に発表するという日常用語的な意味ではない。法律用語としての「意思表示」とは、「人が法律効果の発生を欲し、かつ、そのことを発表する行為」を意味する。法律効果の発生、すなわち権利義務の発生・消滅・変動を欲しない意思の表明は意思表示ではない。

私的自治の原則の下では、物理的に不可能であったり、**公序良俗**や**強行規定**に反したりしない限り、当事者の行為には、当事者がそのようにしたいと欲するとおりの法律効果が法によって与えられるのが基本である。逆に言えば、意思表示は、法によって実現することのできる効果を欲するものでなければならない。

少し掘り下げて、意思表示の構造を考えてみよう。先ほど述べた意思表示の定義から、意思表示は「法律効果の発生を欲すること」と「そのことを外部に発表すること」という2つの要素で構成されていることが分かる。前者を「**効果意思**」と言い、後者を「**表示行為**」という。物を買うとき（つまり買主して売買契約をするとき）のことを考えてみると、人は「このシャツを買おう」とする内心の効果意思を持ち（つまり、シャツの所有権と引き渡し請求権を取得して、代わりに代金支払い義務を負担しようとする意思を持ち）、売主となる人を相手に「このシャツを買います」という表示行為をするわけである。

このように、意思表示の構造を理解することは、後に学ぶ、内心の効果意思と表示行為の間に不一致が生じたとき（例えば、内心ではシャツを買おうとしたのに、言い間違えて「パンツをください」と言ってしまったとき）にどうするか、という問題を理解するのに役立つ。

なお、意思表示は、常に法律の規定に合致した完全なものとなされるとは限らない。日常生活上あるいは経済取引上において、不完全な意思表示はいくらでもある。不完全な意思表示を明確にするのは、なされた意思表示をどう**解釈**するかの問題である。また、現実には意思表示がなくても、様々な事情を考慮して、一定の意思表示があったものと擬制する場合もあり、この場合には「**黙示の意思表示**」があったとされる。

1 重要語句

a 公序良俗

「公ノ秩序又ハ及ヒ善良ノ風俗」（民法第90条）を略して「公序良俗という。公の秩序とは、国家・社会の一般的利益を、善良の風俗とは社会のおける一般的倫理を指す。これに反する事項を目的とする行為は無効とされる。

b 強行規定・任意規定

強行規定とは、上記の公序良俗を具体化した法の規定で、当事者の意思にかかわらず適用される規定をいう。これに対し、当事者間に法律の規定とは異なる合意がある場合には、その合意の方が優先され、適用されない規定を任意規定という。民法には一応、「法令中公ノ秩序ニ関セサル規定」（民法第91条）という基準が示されており、これが任意規定であるが、どの規定が強行規定で、どの規定が任意規定かは、実際には必ずしも明確ではなく、各規定の趣旨から解釈するほかない。

c 効果意思と表示行為

本文で示したように、意思表示は効果意思と表示行為の2つから構成される。人が意思表示をするまでの経緯を観察すると、背景→動機→効果意思→表示行為という一連の過程を経ることが分かる。シャツの例に即していえば、自分の着ていたシャツが少し古くなってきたとか、店先に陳列されていたシャツが気に入ったなどの背景事情から、「このシャツが欲しい」という動機が形成され、そこから「このシャツを買おう」という効果意思が生じ、それが「このシャツを買います」という表示行為に結びつくのである。この過程のどこにどのような欠陥があるかによって、後に学ぶ効果意思と表示行為の不一致の問題になったり、瑕疵（「かし」＝欠陥のこと）ある意思表示の問題になったりする。

d 意思表示の解釈

店先で「このシャツを買います」というのも、不完全な意思表示である。いくらで買うのか、代金はいつ払うのかについて何も表示していないからである。しかし、この場合、店先での取引であるから、値札に書いてある代金を今すぐ払う、という意思表示をしている、と解釈できるのである。